

令和 7 年度

公共用水域及び地下水の
水 質 測 定 計 画



目 次

1	令和7年度公共用水域の水質測定計画	1
	別表第1(1) 水質測定地点等〔河川〕	6
	別表第1(2) 要監視項目測定地点等〔河川〕	14
	別表第2 水質測定地点等〔湖沼〕	16
	別表第3(1) 水質測定地点等〔海域〕内湾	18
	別表第3(2) 水質測定地点等〔海域〕運河	20
	別表第4 分析方法	22
	別図第1 水質測定地点図〔河川・湖沼〕	24
	別図第2(1) 水質測定地点図〔内湾〕	28
	別図第2(2) 水質測定地点図〔運河〕	30
2	令和7年度地下水の水質測定計画	33
	別表第1 概況調査(測定ブロック、測定機関及び測定項目)	39
	別表第2 継続監視調査(1)(測定ブロック、測定機関及び測定項目)	41
	別表第3 継続監視調査(2)(測定地点及び測定機関。PFOS及びPF0A)	44

1 令和7年度公共用水域の水質測定計画

1 令和7年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき、東京都の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、令和7年度に行う公共用水域の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 測定機関

測定機関は、東京都、国土交通省、八王子市及び町田市とする。

4 測定すべき事項

測定すべき事項は、次のとおりとする。

（1）水質測定項目

ア 現地測定項目（10項目）

項 目	河川	湖沼	海域
気温、水温、色相、臭気	○	○	○
透視度、流量	○		
透明度、風向、風速		○	○
塩分			○

イ 健康項目（27項目）

項 目	河川	湖沼	海域
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム ^ひ 、砒素、総水銀、アルキル水銀（ただし、アルキル水銀は総水銀が環境基準を超えて検出された場合に分析する。）、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン	○	○	○
ふっ素*、ほう素*	○	○	○

ウ 生活環境項目（12項目）

項 目	河川	湖沼	海域
水素イオン濃度、溶存酸素量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌数、全窒素、全りん	○	○	○
生物化学的酸素要求量	○	○	
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）*			○
全亜鉛**、ノニルフェノール**、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）**、底層溶存酸素量〔湖沼・海域〕**■	○	○	○

*印の測定項目は運河では測定しない。

**印の測定項目は水生生物の保全に関する生活環境項目である。

■印の測定項目は水生生物の保全に関する生活環境項目であるが、項目数は溶存酸素量と合わせて1項目で計上する（湖沼及び海域の下層の溶存酸素量が底層溶存酸素量である。）。

エ 特殊項目（5項目）

項 目	河川	湖沼	海域
銅、クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、フェノール類	○	○	

オ 水道水源水域における利水障害防止のための監視項目（1項目）

項 目	河川	湖沼	海域
トリハロメタン生成能	○	○	

カ 要監視項目（32項目）

項 目	河川	湖沼	海域
人の健康の保護に関する項目（27項目） クロロホルム*、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）	○		
水生生物の保全に関する項目（6項目） クロロホルム*、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	○		

*印の測定項目は、人の健康の保護に関する項目及び水生生物の保全に関する項目の両方に該当する。

キ その他の項目（12項目）

項 目	河川	湖沼	海域
陰イオン界面活性剤（MBAS）、アンモニア性窒素、りん酸性りん	○	○	○
全有機体炭素	○	○	○
塩化物イオン	○		
電気伝導率	○	○	
クロロフィル、プランクトン、プランクトン沈殿量		○	○
溶存性化学的酸素要求量、溶存性有機体炭素、粒子性有機体窒素			○

（2）底質測定項目（23項目）

項 目（健康項目等）	河川	湖沼	海域
水素イオン濃度、過マンガン酸カリウムによる酸素消費量、カドミウム、シアン化合物、鉛、総クロム、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、EPN、強熱減量、乾燥減量（水分含有率）、硫化物、酸化還元電位	○	○	○
全窒素*、全りん*	○	○	○
りん酸性りん		○	○
ヘキサン抽出物質			○
亜鉛**	○	○	○

*印の測定項目は、一部の測定地点に適用する。

**印の測定項目は、国土交通省及び東京都の測定地点に適用する。

5 測定地点及び方法

(1) 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表第1(1)から別表第3(2)までの測定地点欄及び測定機関欄に掲げるとおりとする。各測定地点の位置は、別図第1から別図第2(2)までに示すとおりである。

水域別の測定地点数及び各測定機関の担当する地点数は、次のとおりである。

測定 機関 地点	水域 河 川			湖 沼			海 域					合 計
	環 境 基準点	その他 の地点	計	環 境 基準点	その他 の地点	計	内 湾			運河	計	
							環 境 基準点	その他 の地点	小計	その他 の地点		
東京都	42	28	70	1	1	2	8	23	31	19	50	122
国土交通省	13	9	22	—	—	—	—	—	—	—	—	22
八王子市	8	1	9	—	—	—	—	—	—	—	—	9
町田市	3	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4
計	66	39	105	1	1	2	8	23	31	19	50	157

(2) 測定地点ごとの測定頻度

各測定地点の測定頻度は、別表第1(1)から別表第3(2)までに掲げるとおりとする。

健康項目等について測定結果が環境基準を超過したときは、追跡調査を行うものとする。

水域別の測定頻度は、次のとおりである。

ア 河 川 毎月1日、1日1～2回

イ 湖 沼 毎月1日、1日1回

ウ 海 域

① 内 湾

環境基準点及びお台場は毎月1日、1日1回

その他の地点のうち、測定地点(St.)2、4、31は年6日、1日1回

他の19地点は年2日、1日1回

② 運 河

12地点は毎月1日、1日1回

他の7地点は年2日、1日1回

(3) 分析方法

分析方法は、別表第4に掲げるとおりとする。

6 その他必要な事項

(1) 測定結果の公表

各測定機関は、毎月の測定結果を翌月の末日までに東京都に通知するものとする。これらの測定結果は、東京都が取りまとめて公表する。

(2) その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、定めるものとする。

別表第 1 (1) 水質測定地点等〔河川〕

河川名	地点番号	環境基準点	測定地点	測定機関	測定頻度			現地測定項目		水質測定項目										
					日測定回数	年測定日数	年測定回数	気温・水温・色相・臭気・透視度	流量	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒 ^ひ 素	総水銀、 (アルキル水銀)	鉛	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	1,1,1-トリクロロエタン、 シス-1,2-ジクロロエチレン	注1) 四塩化炭素ほか
江戸川	1	○	新葛飾橋	国土交通省	1	12	12	12	12	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1
	2		市川橋	国土交通省	1	12	12	12					1		1					
	3	○	江戸川水門上（篠崎水門）	国土交通省	1	12	12	12		1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
旧江戸川	4		今井橋	東京都	1	12	12	12												
	5	○	浦安橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2
中川	6		都県境（潮止橋）	国土交通省	1	12	12	12					1		1					
	7	○	飯塚橋	国土交通省	1	12	12	12	12	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
	8		高砂橋	国土交通省	1	12	12	12							1					
	9		平和橋	東京都	1	12	12	12												
	10		平井小橋	東京都	1	12	12	12												
	11	○	葛西小橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2
大場川	12	○	葛三橋（中川合流点前）	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2
新中川	13	○	小岩大橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2
	14		瑞穂大橋	東京都	2	12	24	24												
綾瀬川	15		桑袋大橋	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2
	16	○	内匠橋	国土交通省	1	12	12	12	12	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
	17		新加平橋	東京都	1	12	12	12												
	18		綾瀬水門	東京都	2	12	24	24												
	19		四ツ木小橋	東京都	1	12	12	12												
毛長川	20		鷺宮橋	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2
花畑川	21		桜木橋	東京都	1	12	12	12												
新川	22	○	新川橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	1	1
荒川	23	○	堀切橋	国土交通省	1	12	12	12		1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
	24	○	葛西橋	国土交通省	1	12	12	12		1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
隅田川	25	○	小台橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2
	26		白鬚橋	東京都	2	12	24	24												
	27		吾妻橋	東京都	1	12	12	12												

○印は環境基準点を示す。

注1) 四塩化炭素ほか6項目とは、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを指す。

水 質 測 定 項 目																											底質		
健康項目						生 活 環 境 項 目												特殊項目		要監視項目		その他の項目							健康項目等
注2) チウラムほか	P C B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	フェノール類	銅、カドミウム、溶解性鉄、溶解性マンガン	トリハロメタン生成能	注3) クロロホルムほか	P F O S 及び P F O A	塩化物イオン	陰イオン界面活性剤	アンモニウム性窒素	りん酸性りん	電気伝導率	全有機体炭素		
4項目		NO ₃ -N NO ₂ -N				pH	DO	BOD	COD	SS		T-N	T-P	T-Zn				4項目		31項目			Cl ⁻	MBAS	NH ₄ -N	PO ₄ -P		TOC	
1	1	2	2	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	12				2	2	12	12	12	12	1
						12	12	12	4	12	4	4	4	4									2	2			12		
1	1	1	2	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2				2	2	4		12	12	1
		6				12	12	12	4	12	12	12	12	12	12	12									6	6	12		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2						4	6	6	24	6	1
						12	12	12	4	12		4	4	4									2	2	4		12		1
1	1	1	2	1	1	12	12	12	12	12		12	12	12	4	4	2	2	12				2	2	12		12	12	1
						12	12	12	4	12		4	4	4									2	2	4		12		
						12	12	12	4	12																	12		
						12	12	12	4	12																	12		
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2						4	6	6	24		1
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2		2	2			4	6	6	24		
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2						4	6	6	24		
		6				24	24	24	8	24		12	12	12	12	12									6	6	24		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24		12	12	12	12	12	2	2		2	2			4	6	6	24		
1	1	2	2	1	1	12	12	12	12	12		12	12	12	4	4	2	2					2	2	12	12	12	12	1
						12	12	12	4	12																12			
		6				24	24	24	8	24		12	12	12	12	12									6	6	24		1
						12	12	12	4	12																	12		
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2		2	2			4	6	6	24		1
		6				12	12	12	4	12		12	12	12	12	12									6	6	12		
1		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2						4	6	6	24		
1	1	2			1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2		*				2	12		12	12	1
1	1	2			1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2		*	1			2	12		12	12	1
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2		2	2			4	6	6	24		1
		6				24	24	24	24	24		12	12	12	12	12									6	6	24		1
						12	12	12	12	12																	12		

注2) チウラムほか4項目とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレンを指す。

注3) クロロホルムほか31項目及び*印の各項目の測定回数は、別表第1(2)に示す。

河川名	地点番号	環境基準点	測定地点	測定機関	測定頻度			現地測定項目		水質測定項目											
										健康項目											注1) 四塩化炭素ほか
					日測定回数	年測定回数	年測定回数	気温・水温・色相・臭気・透視度	流量	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素 ^ひ	総水銀、(アルキル水銀)	鉛	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン	2項目	
隅田川	28	○	両国橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
	29		佃大橋	東京都	1	12	12	12													
新河岸川	30		芝宮橋 (都県境)	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
	31		徳丸橋	東京都	2	12	24	24	24												
	32	○	志茂橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
白子川	33		別荘橋	東京都	1	12	12	12	12												
	34	○	落合橋 (白子川口)	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
石神井川	35		緑橋 (区市境)	東京都	1	12	12	12	12												
	36		台橋	東京都	1	12	12	12	12												
	37	○	豊石橋 (石神井川口)	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
神田川	38		和田見橋	東京都	1	12	12	12	12												
	39		一休橋	東京都	2	12	24	24	24												
	40	○	柳橋 (神田川口)	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
妙正寺川	41	○	落合橋	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
日本橋川	42	○	西河岸橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
横十間川	43	○	天神橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
大横川	44	○	福寿橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
北十間川	45	○	京成橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
堅 川	46	○	二之橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	1	1	
小名木川	47	○	進開橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
旧中川	48	○	中平井橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
古 川	49	○	金杉橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	1	1	
目黒川	50	○	太鼓橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	1	1	
立会川	51	○	立会川橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	
内 川	52	○	富士見橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	1	1	
呑 川	53	○	夫婦橋	東京都	2	12	24	24		2	2	2	2	2	12	6	6	6	2	2	

○印は環境基準点を示す。

注1) 四塩化炭素ほか6項目とは、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを指す。

水 質 測 定 項 目																												底質	
健康項目						生 活 環 境 項 目											特殊項目			要監視項目		その他の項目							健康項目等
注2)	P C B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 NO ₃ -N NO ₂ -N	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	フェノール類	銅、クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン	トリハロメタン生成能	注3)	P F O S 及び P F O A	塩化物イオン	陰イオン界面活性剤	アンモニウム性窒素	りん酸性りん	電気伝導率	全有機体炭素		
4項目																				クロロホルムほか								Cl ⁻	
		6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24	6		
						12	12	12	12	12																12			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	8	24		12	12	12	12	12	2	2		2	2		4	6	6	24			
		6				24	24	24	24	24		12	12	12	12	12								6	6	24		1	
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
						12	12	12	4	12																12			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
						12	12	12	4	12																12			
						12	12	12	4	12																12			
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
						12	12	12	4	12																12			
		6				24	24	24	8	24		12	12	12	12	12								6	6	24		1	
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
1		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
1	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
1		6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
1		6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1	

注2) チウラムほか4項目とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレンを指す。

注3) クロロホルムほか31項目及び*印の各項目の測定回数は、別表第1(2)に示す。

河川名	地点番号	環境基準点	測定地点	測定機関	測定頻度			現地測定項目		水質測定項目											
										健康項目											注1) 四塩化炭素ほか
					日測定回数	年測定日数	年測定回数	気温・水温・色相・臭気・透視度	流量	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素 ^ひ	総水銀、(アルキル水銀)	鉛	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン	2項目	
多摩川	54		昭和橋	東京都	1	12	12	12													
	55	○	和田橋	東京都	2	12	24	24	24	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	56		調布橋	国土交通省	1	12	12	12	12												
	57		羽村堰	東京都	1	12	12	12		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	58		拝島原水補給点 (昭和用水堰)	東京都	1	12	12	12		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	59	○	拝島橋	国土交通省	1	12	12	12	12	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	60		日野橋	国土交通省	1	12	12	12	12												
	61		関戸橋	国土交通省	1	12	12	12	12												
	62	○	多摩川原橋	国土交通省	1	12	12	12	12	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	63		多摩水道橋	国土交通省	1	12	12	12	12												
	64		第三京浜多摩川橋(二子橋)	国土交通省	1	12	12	12	12												
	65	○	田園調布堰上(調布取水堰)	国土交通省	1	12	12	12		1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	66		六郷橋	国土交通省	1	12	12	12													
	67	○	大師橋	国土交通省	1	12	12	12		1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1
日原川	68	○	氷川小橋(多摩川合流点前)	東京都	1	12	12	12	12	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	2
平井川	69	○	多西橋(多摩川合流点前)	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	2
秋川	70		上日向橋	東京都	1	12	12	12	12												
	71		沢戸橋	東京都	1	12	12	12	12												
	72	○	東秋川橋(多摩川合流点前)	東京都	1	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
北秋川	73	○	西川橋(秋川合流点前)	東京都	1	12	12	12	12	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	2
養沢川	74	○	新橋(秋川合流点前)	東京都	1	12	12	12	12	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	2
谷地川	75	○	下田橋下(多摩川合流点前)	八王子市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	2
残堀川	76	○	立川橋(多摩川合流点前)	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	2
根川	77		多摩川合流点前	東京都	1	12	12	12	12												
浅川	78	○	中央道北浅川橋 (南浅川合流点前)	八王子市	2	12	24	24	24	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	79	○	長沼橋下(さいかち堰)	八王子市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	2
	80	○	高幡橋(多摩川合流点前)	国土交通省	1	12	12	12	12	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1

○印は環境基準点を示す。

注1) 四塩化炭素ほか6項目とは、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを指す。

水 質 測 定 項 目																												底質		
健康項目						生 活 環 境 項 目												特殊項目			要監視項目		その他の項目							健康項目等
注2) チウラムほか	P C B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフエノール	L A S	フェノール類	銅、クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン	トリハロメタン生成能	注3) クロロホルムほか	P F O S 及び P F O A	塩化物イオン	陰イオン界面活性剤	アンモニウム性窒素	りん酸性りん	電気伝導率	全有機体炭素			
4項目		NO ₃ -N NO ₂ -N				pH	DO	BOD	COD	SS		T-N	T-P	T-Zn							31項目		Cl ⁻	MBAS	NH ₄ -N	PO ₄ -P		TOC		
						12	12	12	4	12	12																12			
6		6	6	6	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2	6				6	6	6	24				
		1				12	12	12	12	4	12	12	12	4					12						12	12		12		
6	2	6	6	6	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	6	2	2		6	6	6	12				
6		6	6	6	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	6	2	2		6	6	6	12				
1	1	2	2	2	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	12	*					12	12		12	1	
		1				12	12	12	12	12	12	12	12	12											12	12				
		1				12	12	12	12	12	12	12	12	12											12	12		1		
1	1	2	2	2	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2		*					12	12		1		
		1				12	12	12	12	4	12	12	12	12					12						12	12		12		
		1				12	12	12	12	12	12	12	12	12											12	12				
1	1	2	2	2	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	12	*					12	12		12	1	
		1				12	12	12	12	12	12	12	12	12								2			12	12	12			
1	1	2			1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2		*	1	2			12	12	12		1	
2	2	6	4	4	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	12		1		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
						12	12	12	4	12	12															12				
						12	12	12	4	12	12															12				
6	2	6	6	6	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	6	2	2		6	6	6	12				
2		6	4	4	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	12		1		
2	2	6	4	4	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	12				
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1				4	6	6	24	6		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
						12	12	12	4	12																12				
6	2	6	6	6	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2	6	1	1		6	6	6	24	6	1		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1			4	6	6	24	6			
1	1	2	2	2	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12			2	2		*	1				12	12		1		

注2) チウラムほか4項目とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレンを指す。

注3) クロロホルムほか31項目及び*印の各項目の測定回数は、別表第1(2)に示す。

河川名	地点番号	環境基準点	測定地点	測定機関	測定頻度			現地測定項目		水質測定項目											
										健康項目											注1) 四塩化炭素ほか
					日測定回数	年測定日数	年測定回数	気温・水温・色相・臭気・透視度	流量	カドミウム	全シアン	六価クロム	砒素 ^ひ	総水銀（アルキル水銀）	鉛	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン	2項目	
城山川	81	○	五反田橋（浅川合流点前）	八王子市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
南浅川	82	○	横川橋（浅川合流点前）	八王子市	2	12	24	24	24	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
案内川	83	○	御室橋（南浅川合流点前）	八王子市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
川口川	84	○	川口川橋（浅川合流点前）	八王子市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
湯殿川	85	○	春日橋（浅川合流点前）	八王子市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
程久保川	86	○	玉川橋（多摩川合流点前）	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
大栗川	87		東中野橋	八王子市	1	12	12	12	12	2	2	2	2	2	6	6	6				
	88	○	報恩橋（多摩川合流点前）	国土交通省	1	12	12	12	12	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
三沢川	89	○	天神橋	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
野川	90		虎泊橋	東京都	1	12	12	12	12												
	91		天神森橋	東京都	1	12	12	12	12												
	92	○	兵庫橋（多摩川合流点前）	国土交通省	1	12	12	12	12	2	1	1	2	1	2	1	1	2	1	1	
仙川	93	○	鎌田橋	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
鶴見川	94	○	麻生橋（都県境）	町田市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
恩田川	95	○	都橋（都県境）	町田市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
境川	96		根岸橋	町田市	1	12	12	12	12	2	2	2	2	2	6						
	97	○	鶴間一号橋（都県境）	町田市	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
成木川	98	○	落合橋	東京都	1	12	12	12	12	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
	99	○	両郡橋（都県境）	東京都	1	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
黒沢川	100	○	落合橋（成木川合流点前）	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
霞川	101	○	金子橋（都県境）	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
柳瀬川	102	○	清柳橋（都県境）	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
空堀川	103	○	梅坂橋	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
黒目川	104	○	神宝大橋（都県境）	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	
落合川	105	○	下谷橋（黒目川合流点前）	東京都	2	12	24	24	24	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	2	

○印は環境基準点を示す。

注1) 四塩化炭素ほか6項目とは、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを指す。

水 質 測 定 項 目																												底質		
健康項目						生 活 環 境 項 目												特殊項目			要監視項目		その他の項目							健康項目等
注2) チウラムほか 4項目	P C B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 NO ₃ -N NO ₂ -N	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	水素イオン濃度 pH	溶存酸素量 DO	生物化学的酸素要求量 BOD	化学的酸素要求量 COD	浮遊物質 SS	大腸菌数	全窒素 T-N	全りん T-P	全亜鉛 T-Zn	ノニルフエノール	L A S	フェノール類	銅、クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン	トリハロメタン生成能	注3) クロロホルムほか 31項目	P F O S 及び P F O A	塩化物イオン Cl ⁻	陰イオン界面活性剤 MBAS	アンモニウム性窒素 NH ₄ -N	りん酸性りん PO ₄ -P	電気伝導率 TOC	全有機体炭素			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1			4	6	6	24	6	1		
6	2	6	6	6	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2	6	1			6	6	6	24	6	1		
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1			4	6	6	24	6	1		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1			4	6	6	24	6			
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1			4	6	6	24	6			
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1		
		2				12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6					1		2	2	2	12	6			
1	1	2	2	2	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12			2	2		*								1		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1		
						12	12	12	4	12															12					
		6				12	12	12	4	12		12	12	12	12	12								6	6	12				
1	1	2	2	2	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12			2	2		*				12	12			1		
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1	1		4	6	6	24	12	1		
						12	12	12	12	12		4	4												12					
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	6	6	6	2	2		1	1		4	6	6	24	12	1		
2	2	6	4	4	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	12		1		
6		6	6	6	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	6				6	6	6	12				
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1		
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	6	12	12	12	12	12	2	2		2	2		4	6	6	24				
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24		1		
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2	2	6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				
2		6	4	4	1	24	24	24	24	24	12	12	12	12	12	12	2	2					4	6	6	24				

注2) チウラムほか4項目とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレンを指す。

注3) クロロホルムほか31項目及び*印の各項目の測定回数は、別表第1(2)に示す。

別表第1 (2) 要監視項目測定地点等〔河川〕

河川名	地点番号	環境基準点	測定地点	測定機関	要監視項目									
					注4) クロロホルム	人の健康の保護に関する項目								
						トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル
大場川	12	○	葛三橋（中川合流点前）	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
綾瀬川	15		桑袋大橋	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
毛長川	20		鷲宮橋	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
荒川	23	○	堀切橋	国土交通省	1									
	24	○	葛西橋	国土交通省	1									
隅田川	25	○	小台橋	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
新河岸川	30		芝宮橋（都県境）	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
多摩川	57		羽村堰	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	58		拝島原水補給点（昭和用水堰）	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	59	○	拝島橋	国土交通省	1									
	62	○	多摩川原橋	国土交通省	1									
	65	○	田園調布堰上（調布取水堰）	国土交通省	1									
	67	○	大師橋	国土交通省	1									
秋川	72	○	東秋川橋	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
谷地川	75	○	下田橋下（多摩川合流点前）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浅川	78	○	中央道北浅川橋（南浅川合流点前）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	79	○	長沼橋下（さいかち堰）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	80	○	高幡橋（多摩川合流点前）	国土交通省	1									
城山川	81	○	五反田橋（浅川合流点前）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南浅川	82	○	横川橋（浅川合流点前）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
案内川	83	○	御室橋（南浅川合流点前）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
川口川	84	○	川口川橋（浅川合流点前）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
湯殿川	85	○	春日橋（浅川合流点前）	八王子市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大栗川	87		東中野橋	八王子市										
	88	○	報恩橋（多摩川合流点前）	国土交通省	1									
野川	92	○	兵庫橋（多摩川合流点前）	国土交通省	1									
鶴見川	94	○	麻生橋（都県境）	町田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
恩田川	95	○	都橋（都県境）	町田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
境川	97	○	鶴間一号橋（都県境）	町田市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
柳瀬川	102	○	清柳橋（都県境）	東京都	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

○印は環境基準点を示す。 注4）クロロホルムは、人の健康の保護に関する項目と水生生物の保全に関する項目の両方に該当する。

要 監 視 項 目																				
人 の 健 康 の 保 護 に 関 す る 項 目																水生生物の保全に関する項目				
E P N	ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S 及び P F O A	フェノール	ホルムアルデヒド	4－tert－オクチルフェノール	アニリン	2,4－ジクロロフェノール
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
								1	1	1	1		1	1		※	1	1	1	1
								1	1	1	1		1	1	1	※	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
										1	1		1			1	1	1	1	1
								1		1	1		1			1	1	1	1	1
					1			1		1	1		1			1	1	1	1	1
								1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
								1		1	1		1		1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1
															1					
										1	1		1			1	1	1	1	1
								1	1	1	1		1			1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※ 特殊項目のフェノール類が検出された場合に測定する。

別表第2 水質測定地点等〔湖沼〕

湖沼名	地点番号	測定地点	測定機関	測定頻度		現地測定項目	水質測定項目						
				日測定回数	年測定回数		気温水色臭透明度風速	採水層	健康項目				
									カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、(アルキル水銀)、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素 18項目	鉛、ジクロロメタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 6項目	P C B	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 NO ₃ -N NO ₂ -N	1,4-ジオキサン
小河内ダム貯水池	1	麦山	東京都	1	12	12	上層				6		
							下層				6		
	②	ダム前定点		1	12	12	上層	4	6	2	6	1	
							中層				6		
							下層				6		

注) 地点番号欄において○のある番号は、環境基準点を表す。

水 質 測 定 項 目																	底質			
生活環境項目										特殊項目	トリハロメタン生成能	その他の項目							健康項目等	
水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフエノール	L A S		フェノール類、銅、クロム、溶解性鉄、溶解性マンガ	陰イオン界面活性剤	アンモニア性窒素	りん酸性りん	全有機体炭素	電気伝導率	クロロフィル		プランクトン等
pH	DO	BOD	COD	SS		T-N	T-P	T-Zn			5項目		MBAS	NH ₄ -N	PO ₄ -P	TOC				
12					12	12	12	12	12				6	6		12	1			
12						12	12	12	12					6						
12					12	12	12	12	12	2	6	6	6	6	12	1				
12					12	12	12	12	12					6						
12					12	12	12	12	12					6						

別表第3 (1) 水質測定地点等〔海域〕内湾

海 域	環 境 基 準 点	測定地点 (地点番号)	測定機関	測 頻	定 度	現地測定項目	水 質 測 定 項 目							
				日 測 定 回 数	年 測 定 回 数	気 温 水 色 臭 気 透 明 度 風 向 風 速	採 水 層	健 康 項 目						
								カドミウム、 全シアン、 鉛、 六価クロム、 砒素、 総水銀、 (アルキル水銀)、 セレン 8 項目	ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、 チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン 14 項目	PCB	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 NO ₂ -N NO ₃ -N	ふっ素	ほう素	1,4- ジ オ キ サ ン
内 湾	環 境 基 準 点 (B 類 型)	8	東 京 都	1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2				2	2	
		22		1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2				2	2	
		25		1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2		2		2	2	
		35		1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2		2		2	2	
	環 境 基 準 点 (C 類 型)	5		1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2						
		6		1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2		2				
		11		1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2		2				
		23		1	12	12	上層		2		12			1
							下層				12			
							混合	2						
	そ の 他 の 地 点	2、4、31 3地点		各 1	各 6	各 6	上層							
							下層							
		1、3、7、9、 10、14、15、 16、18、20、 21、24、26、 27、29、30、 32、33、34 19地点		各 1	各 2	各 2	上層							
							下層							
		お台場		1	12	12	上層							
							下層							

水 質 測 定 項 目																				底質
生 活 環 境 項 目											そ の 他 の 項 目									
水素イオン濃度	溶存酸素量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフエノール	L A S	塩分	陰イオン界面活性剤	アンモニニア性窒素	りん酸性りん	全有機体炭素	溶存性化学的酸素要求量	溶存性有機体炭素	粒子性有機体窒素	クロロフィル	プランクトン等
pH	DO	COD	SS			T-N	T-P	T-Zn				MBAS	NH ₄ ⁻ _N	PO ₄ ⁻ _P	TOC	D-COD	DOC	PON		健康項目等
12	12	12	2	6	6	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	1
12	12	12	2			12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	
12	12	12	2	6	6	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	1
12	12	12	2			12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	
12	12	12	2	6	6	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	1
12	12	12	2			12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	
12	12	12	2	6	6	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	1
12	12	12	2			12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	
12	12	12	2	6	6	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	1
12	12	12	2			12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	
12	12	12	2	6	6	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	1
12	12	12	2			12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	
2	2	2		6		2	2	2	2	2	2		2	2						
2	2	2				2	2	2	2	2	2		2	2						
2	2	2				2	2	2	2	2	2		2	2						
2	2	2				2	2	2	2	2	2		2	2						
12	12	12		12		12	12				12									
12	12	12				12	12				12									

別表第3 (2) 水質測定地点等〔海域〕運河

海 域	地点 番号	測定 地点	測定 機関	測 頻	定 度	現地測定項目	水 質 測 定 項 目				
				日 測 定 回 数	年 測 定 回 数	気 温 水 温 色 相 臭 気 透明度 風 向 風 速	採 水 層	健 康 項 目			
								カドミウム、 全シアン、 鉛、 六価クロム、 砒素、 総水銀、 (アルキル水銀)、 トリクロエチレン、 テトラクロエチレン 9項目	ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロペン、 チウラム、シマジシ、 チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン 13項目	PCB	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 NO ₃ -N NO ₂ -N
運 河	1	砂 町 北 運 河 (新砂二丁目東先)	東 京 都	1	2	2	上層	2			2
					下層						
	2	砂 町 運 河 (夢 の 島 大 橋)		1	12	12	上層	2	2	2	12
					下層						
	4	曙 運 河 (曙 水 門)		1	12	12	上層	2			12
					下層						
	6	汐 浜 運 河 (汐 浜 橋)		1	2	2	上層	2			2
					下層						
	7	汐 見 運 河 (汐 枝 橋)		1	12	12	上層	2			12
					下層						
	8	東 雲 北 運 河 (八 枝 橋)		1	2	2	上層	2			2
					下層						
	10	豊 洲 運 河 (貨 物 線 鉄 橋 跡)		1	2	2	上層	2			2
					下層						
	11	晴 海 運 河 (春 海 橋)		1	2	2	上層	2			2
					下層						
	12	朝 潮 運 河 (黎 明 橋)		1	12	12	上層	2			12
					下層						
	13	東 雲 運 河 (東 雲 橋)		1	12	12	上層	2	2		12
					下層						
	14	東 雲 運 河 (豊 洲 ふ 頭 南 西 部)		1	2	2	上層	2			2
					下層						
	15	有 明 南 運 河 (有 明 ふ 頭 橋)		1	12	12	上層	2	2	2	12
					下層						
17	新 芝 南 運 河 (八 千 代 橋)	1	12	12	上層	2			12		
			下層								
18	京 浜 運 河 (港 南 大 橋)	1	12	12	上層	2	2		12		
			下層								
19	高 浜 運 河 (御 楯 橋)	1	12	12	上層	2			12		
			下層								
21	京 浜 運 河 (勝 島 橋)	1	12	12	上層	2	2	2	12		
			下層								
22	勝 島 運 河 (新 浜 川 橋 北)	1	2	2	上層	2			2		
			下層								
23	京 浜 運 河 (京 浜 大 橋)	1	12	12	上層	2			12		
			下層								
24	海 老 取 運 河 (海 老 取 川 北 口)	1	12	12	上層	2	2		12		
			下層								

水 質 測 定 項 目															底質
生 活 環 境 項 目										その他の項目					健康項目等
水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	塩分	アンモニア性窒素	りん酸性りん	全有機体炭素	溶存性有機体炭素	
pH	COD	SS	DO		T-N	T-P	T-Zn				NH ₄ -N	PO ₄ -P	TOC	DOC	
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
			12												
12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
			12												
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
			12												
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
			12												
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
			12												
12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
			12												
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
			12												
12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
			12							12					
12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
			12												
12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
			12							12					
12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
			12							12					
2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2			
			2												
12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
			12												
12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1
			12												

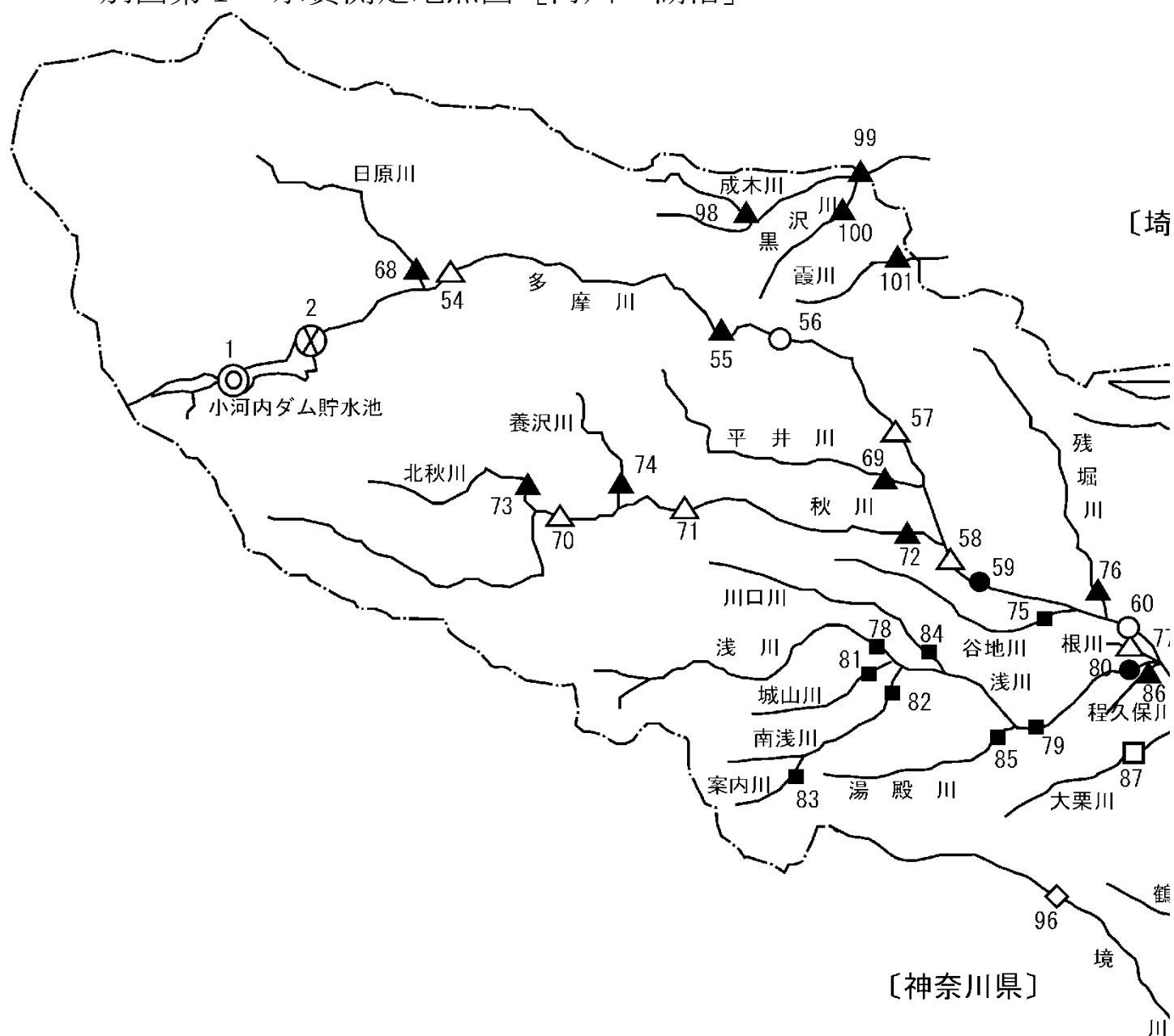
別表第4 分 析 方 法

測 定 項 目			分 析 方 法
水素イオン濃度、溶存酸素量、 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、 浮遊物質、大腸菌数、全窒素、全りん、 ノルマルヘキサン抽出物質、全亜鉛、 ノニルフェノール、LAS、底層溶存酸素量			昭和46年環境庁告示第59号に掲げる方法 (その後の改定を含む。)
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1, 2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、 1,4-ジオキサン			昭和46年環境庁告示第59号に掲げる方法 (その後の改定を含む。)
フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、 クロム			昭和49年環境庁告示第64号に掲げる方 法
トリハロメタン生成能			平成7年環境庁告示第30号に掲げる方法 (その後の改定を含む。)
要 監 視 項 目	人の健康の 保護に関する項目 (27項目)	クロロホルム、 トランス-1,2-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロプロパン、 p-ジクロロベンゼン、 イソキサチオン、ダイアジノン、 フェニトロチオン、イソプロチオラン、 オキシシン銅、クロロタロニル、 プロピザミド、EPN、ジクロロボス、 フェノブカルブ、イプロベンホス、 クロルニトロフェン、トルエン、 キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、 ニッケル、モリブデン、アンチモン、 塩化ビニルモノマー、 エピクロロヒドリン、全マンガン、 ウラン	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する 環境基準の測定方法及び要監視項目の測定 方法について」(平成5年4月28日付環水 規第121号、その後の改定を含む。)、 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境 基準等の施行等について」(平成16年3月 31日付環水企発第040331003号・環水土発 第040331005号)に掲げる方法
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオク タン酸(PFOA)	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する 環境基準等の施行等について」(令和2年 5月28日付環水大水第2005281号・環水 大土発第2005282号)付表1に掲げる方法
	水生生物の 保全に関する項目 (6項目)	クロロホルム、 フェノール、 ホルムアルデヒド	「水質汚濁に係る環境基準についての一部 を改正する件の施行等について」(平成15 年11月5日付環水企発第031105001号・環 水管発第031105001号)に掲げる方法
		4-tert-オクチルフェノール、 アニリン、 2,4-ジクロロフェノール	「水質汚濁に係る環境基準についての一部 を改正する件の施行等について」(平成25 年3月27日付環水大水発第1303272号)に 掲げる方法

測 定 項 目	分 析 方 法
塩化物イオン	JIS K0102-2 6 又は上水試験方法Ⅲ-2 3.3 に定める方法
塩分	海洋観測指針(1999) 5.3 に定める方法
陰イオン界面活性剤 (MBAS)	JIS K0102-4 6.2(6.2.5 を除く。)に定める方法
アンモニア性窒素	JIS K0102-2 13.4、13.6 又は上水試験方法Ⅲ-2 8.2～3 に定める方法
りん酸性りん	JIS K0102-2 18.2 に定める方法
電気伝導率	JIS K0102-1 13 に定める方法
全有機体炭素 (TOC)	JIS K0102-1 19 に定める方法
溶存性化学的酸素要求量 (DCOD)	グラスファイバーフィルターでろ過後、昭和 46 年環境庁告示第 59 号に掲げる方法
溶存性有機体炭素 (DOC)	グラスファイバーフィルターでろ過後、JIS K0102-1 19 に定める方法
粒子状有機体窒素 (PON)	グラスファイバーフィルターでろ過後、ろ過物質について CHN コーダーにより測定
クロロフィル	湖沼は上水試験方法Ⅳ-2 25.2 に定める方法 海域は海洋観測指針(1999) 6.3.2 に定める方法
プランクトン	海洋観測指針(1999) 6.1 ～ 6.2 に準ずる方法
底質 (健康項目等)	底質調査方法に定める方法

注) JIS K0102 : 日本産業規格 (2021年から2024年) 日本規格協会
上水試験方法 : 2011年版 日本水道協会
海洋観測指針 : 1999年版 気象庁
底質調査方法 : 平成24年 環境省

別図第1 水質測定地点図〔河川・湖沼〕



測定地点数 (河川・湖沼)

測定地点 機関		水域	河 川			湖 沼			合計
		地 点	環 境 基準点	その他 の地点	計	環 境 基準点	その他 の地点	計	
東京都		▲42	△28	70	⊗ 1	◎ 1	2	72	
国土交通省		●13	○ 9	22	—	—	—	22	
八王子市		■ 8	□ 1	9	—	—	—	9	
町田市		◆ 3	◇ 1	4	—	—	—	4	
合 計		66	39	105	1	1	2	107	

河川の測定地点

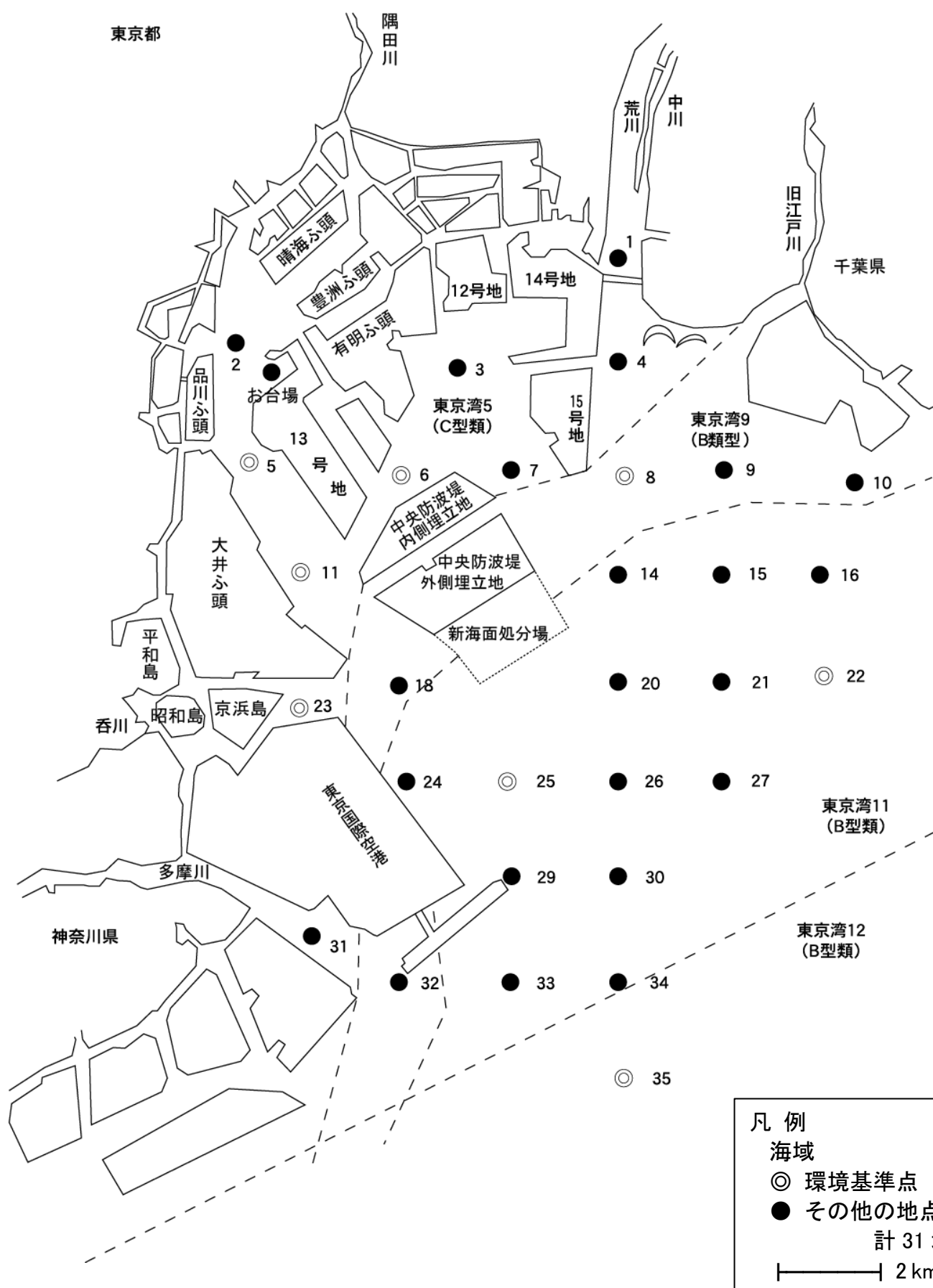
河川名	地点 番号	環 境 基準点	測 定 地 点	測定機関	座 標	
					北 緯	東 経
江戸川	1	○	新葛飾橋	国土交通省	35° 46' 06"	139° 52' 47"
	2		市川橋	国土交通省	35° 44' 03"	139° 54' 00"
	3	○	江戸川水門上（篠崎水門）	国土交通省	35° 42' 20"	139° 54' 59"
旧江戸川	4		今井橋	東京都	35° 40' 51"	139° 53' 25"
	5	○	浦安橋	東京都	35° 39' 56"	139° 53' 14"
中 川	6		都県境（潮止橋）	国土交通省	35° 48' 02"	139° 51' 05"
	7	○	飯塚橋	国土交通省	35° 46' 43"	139° 51' 02"
	8		高砂橋	国土交通省	35° 44' 54"	139° 51' 44"
	9		平和橋	東京都	35° 43' 39"	139° 50' 54"
	10		平井小橋	東京都	35° 42' 54"	139° 51' 03"
	11	○	葛西小橋	東京都	35° 40' 15"	139° 51' 02"
大場川	12	○	葛三橋（中川合流点前）	東京都	35° 47' 42"	139° 51' 36"
新中川	13	○	小岩大橋	東京都	35° 43' 16"	139° 52' 46"
	14		瑞穂大橋	東京都	35° 40' 48"	139° 53' 09"
綾瀬川	15		桑袋大橋	東京都	35° 48' 47"	139° 49' 23"
	16	○	内匠橋	国土交通省	35° 47' 32"	139° 49' 40"
	17		新加平橋	東京都	35° 46' 39"	139° 49' 27"
	18		綾瀬水門	東京都	35° 44' 54"	139° 49' 15"
	19		四ツ木小橋	東京都	35° 44' 01"	139° 49' 52"
毛長川	20		鷲宮橋	東京都	35° 48' 35"	139° 49' 14"
花畑川	21		桜木橋	東京都	35° 47' 38"	139° 50' 25"
新 川	22	○	新川橋	東京都	35° 40' 27"	139° 52' 17"
荒 川	23	○	堀切橋	国土交通省	35° 44' 44"	139° 49' 09"
	24	○	葛西橋	国土交通省	35° 40' 16"	139° 50' 48"
隅田川	25	○	小台橋	東京都	35° 45' 14"	139° 45' 45"
	26		白鬚橋	東京都	35° 43' 40"	139° 48' 34"
	27		吾妻橋	東京都	35° 42' 36"	139° 47' 56"
	28	○	両国橋	東京都	35° 41' 39"	139° 47' 19"
	29		佃大橋	東京都	35° 40' 04"	139° 46' 51"
新河岸川	30		芝宮橋（都県境）	東京都	35° 47' 55"	139° 38' 22"
	31		徳丸橋	東京都	35° 47' 34"	139° 39' 49"
	32	○	志茂橋	東京都	35° 47' 06"	139° 43' 46"
白子川	33		別荘橋	東京都	35° 45' 55"	139° 36' 23"
	34	○	落合橋（白子川口）	東京都	35° 47' 52"	139° 38' 28"
石神井川	35		緑橋（区市境）	東京都	35° 43' 36"	139° 34' 03"
	36		台橋	東京都	35° 45' 08"	139° 40' 46"
	37	○	豊石橋（石神井川口）	東京都	35° 45' 27"	139° 44' 46"
神田川	38		和田見橋	東京都	35° 41' 22"	139° 39' 53"
	39		一休橋	東京都	35° 42' 37"	139° 43' 41"
	40	○	柳橋（神田川口）	東京都	35° 41' 43"	139° 47' 14"
妙正寺川	41	○	落合橋	東京都	35° 42' 58"	139° 41' 40"
日本橋川	42	○	西河岸橋	東京都	35° 41' 03"	139° 46' 22"
横十間川	43	○	天神橋	東京都	35° 42' 05"	139° 49' 08"
大横川	44	○	福寿橋	東京都	35° 40' 41"	139° 48' 38"
北十間川	45	○	京成橋	東京都	35° 42' 34"	139° 48' 51"
豎 川	46	○	二之橋	東京都	35° 41' 31"	139° 47' 52"
小名木川	47	○	進開橋	東京都	35° 41' 07"	139° 49' 35"
旧中川	48	○	中平井橋	東京都	35° 42' 54"	139° 49' 59"
古 川	49	○	金杉橋	東京都	35° 39' 11"	139° 45' 14"
目黒川	50	○	太鼓橋	東京都	35° 37' 56"	139° 42' 44"
立会川	51	○	立会川橋	東京都	35° 35' 54"	139° 44' 16"
内 川	52	○	富士見橋	東京都	35° 34' 30"	139° 43' 32"
呑 川	53	○	夫婦橋	東京都	35° 33' 41"	139° 43' 29"

河川名	地点 番号	環 境 基準点	測 定 地 点	測定機関	座 標	
					北 緯	東 経
多摩川	54		昭和橋	東京都	35° 48' 27"	139° 05' 51"
	55	○	和田橋	東京都	35° 46' 50"	139° 13' 56"
	56		調布橋	国土交通省	35° 46' 58"	139° 16' 00"
	57		羽村堰	東京都	35° 45' 22"	139° 18' 29"
	58		拝島原水補給点（昭和用水堰）	東京都	35° 42' 30"	139° 19' 58"
	59	○	拝島橋	国土交通省	35° 41' 49"	139° 20' 51"
	60		日野橋	国土交通省	35° 40' 45"	139° 25' 11"
	61		関戸橋	国土交通省	35° 39' 07"	139° 27' 30"
	62	○	多摩川原橋	国土交通省	35° 37' 38"	139° 31' 33"
	63		多摩水道橋	国土交通省	35° 37' 50"	139° 33' 57"
	64		第三京浜多摩川橋（二子橋）	国土交通省	35° 36' 08"	139° 38' 15"
	65	○	田園調布堰上（調布取水堰）	国土交通省	35° 35' 16"	139° 39' 59"
	66		六郷橋	国土交通省	35° 32' 11"	139° 42' 29"
	67	○	大師橋	国土交通省	35° 32' 33"	139° 44' 29"
日原川	68	○	氷川小橋（多摩川合流点前）	東京都	35° 48' 26"	139° 05' 47"
平井川	69	○	多西橋（多摩川合流点前）	東京都	35° 43' 52"	139° 19' 09"
秋川	70		上日向橋	東京都	35° 43' 37"	139° 09' 09"
	71		沢戸橋	東京都	35° 43' 30"	139° 12' 27"
	72	○	東秋川橋（多摩川合流点前）	東京都	35° 43' 02"	139° 19' 04"
北秋川	73	○	西川橋（秋川合流点前）	東京都	35° 43' 45"	139° 08' 40"
養沢川	74	○	新橋（秋川合流点前）	東京都	35° 43' 58"	139° 10' 59"
谷地川	75	○	下田橋下（多摩川合流点前）	八王子市	35° 40' 57"	139° 22' 29"
残堀川	76	○	立川橋（多摩川合流点前）	東京都	35° 41' 15"	139° 24' 19"
根川	77		多摩川合流点前	東京都	35° 39' 48"	139° 25' 58"
浅川	78	○	中央道北浅川橋（南浅川合流点前）	八王子市	35° 40' 19"	139° 18' 26"
	79	○	長沼橋下（さいかち堰）	八王子市	35° 38' 40"	139° 21' 59"
	80	○	高幡橋（多摩川合流点前）	国土交通省	35° 39' 54"	139° 24' 44"
城山川	81	○	五反田橋（浅川合流点前）	八王子市	35° 40' 09"	139° 18' 30"
南浅川	82	○	横川橋（浅川合流点前）	八王子市	35° 40' 01"	139° 18' 41"
案内川	83	○	御室橋（南浅川合流点前）	八王子市	35° 38' 20"	139° 16' 18"
川口川	84	○	川口川橋（浅川合流点前）	八王子市	35° 40' 08"	139° 19' 52"
湯殿川	85	○	春日橋（浅川合流点前）	八王子市	35° 38' 40"	139° 21' 46"
程久保川	86	○	玉川橋（多摩川合流点前）	東京都	35° 39' 39"	139° 25' 58"
大栗川	87		東中野橋	八王子市	35° 37' 56"	139° 24' 33"
	88	○	報恩橋（多摩川合流点前）	国土交通省	35° 38' 54"	139° 27' 30"
三沢川	89	○	天神橋	東京都	35° 38' 01"	139° 31' 15"
野 川	90		虎狛橋	東京都	35° 39' 40"	139° 32' 57"
	91		天神森橋	東京都	35° 37' 18"	139° 36' 35"
	92	○	兵庫橋（多摩川合流点前）	国土交通省	35° 36' 42"	139° 37' 30"
仙 川	93	○	鎌田橋	東京都	35° 37' 14"	139° 36' 45"
鶴見川	94	○	麻生橋（都県境）	町田市	35° 34' 38"	139° 30' 13"
恩田川	95	○	都橋（都県境）	町田市	35° 32' 09"	139° 28' 56"
境 川	96		根岸橋	町田市	35° 34' 24"	139° 24' 35"
	97	○	鶴間一号橋（都県境）	町田市	35° 30' 34"	139° 27' 57"
成木川	98	○	落合橋（北小曾木川合流点前）	東京都	35° 49' 24"	139° 14' 55"
	99	○	両郡橋（都県境）	東京都	35° 50' 07"	139° 17' 50"
黒沢川	100	○	落合橋（成木川合流点前）	東京都	35° 50' 00"	139° 17' 45"
霞 川	101	○	金子橋（都県境）	東京都	35° 48' 37"	139° 19' 04"
柳瀬川	102	○	清柳橋（都県境）	東京都	35° 48' 17"	139° 32' 17"
空堀川	103	○	梅坂橋（柳瀬川合流点前）	東京都	35° 46' 46"	139° 30' 24"
黒目川	104	○	神宝大橋（都県境）	東京都	35° 45' 50"	139° 32' 49"
落合川	105	○	下谷橋（黒目川合流点前）	東京都	35° 45' 47"	139° 32' 45"

湖沼の測定地点

河川名	地点 番号	環 境 基準点	測定地点	測定機関	座 標	
					北 緯	東 経
小河内ダム 貯水池	1		麦山	東京都	35° 46' 35"	139° 00' 55"
	2	○	ダム前定点	東京都	35° 47' 24"	139° 03' 00"

別図第2(1) 水質測定地点図〔内湾〕

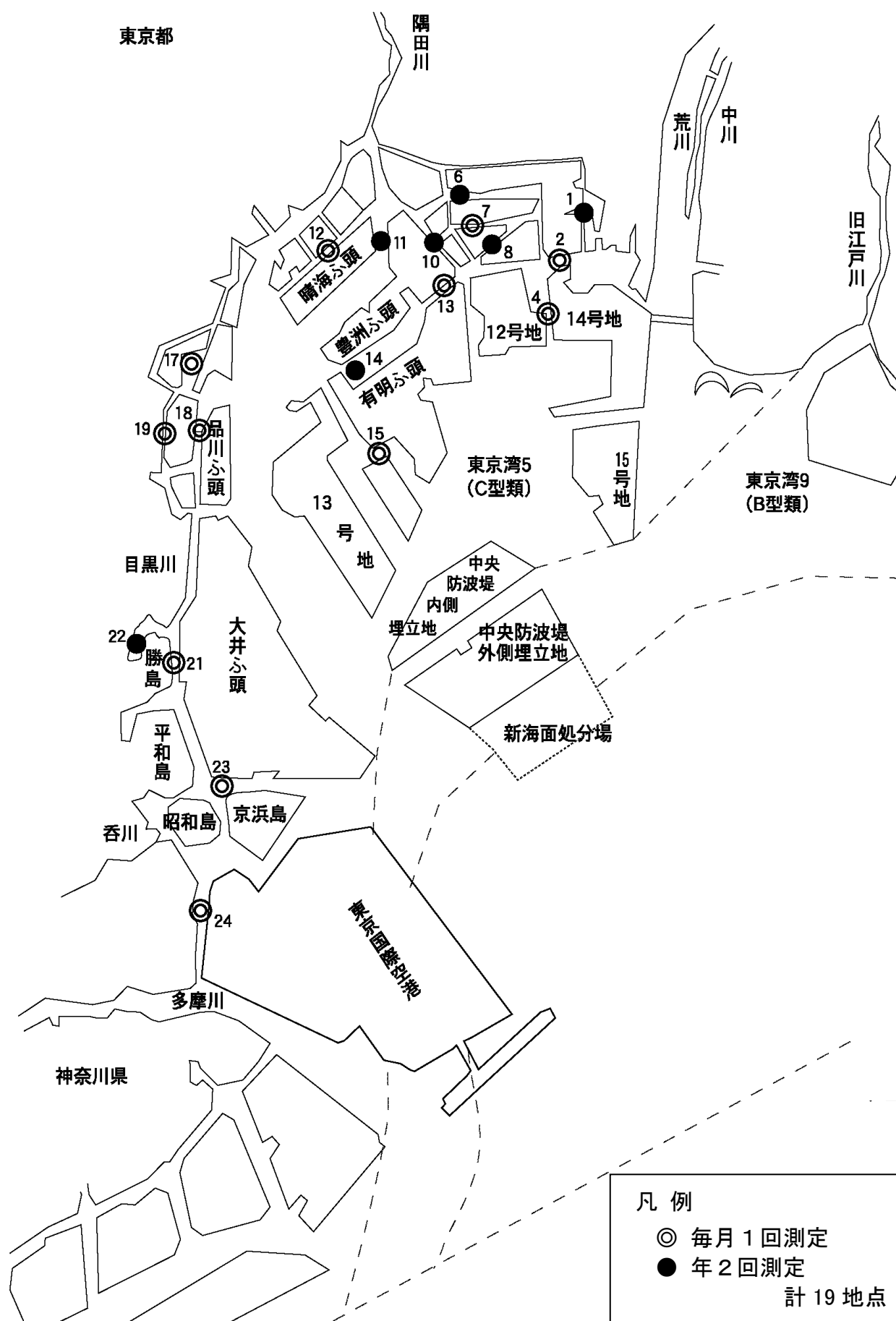


内湾の測定地点

環 境 基準点	測定地点	測定機関	座 標	
			北 緯	東 経
	1	東京都	35° 39′ 01.7″	139° 50′ 38.3″
△	2		35° 38′ 01.7″	139° 45′ 38.3″
	3		35° 38′ 01.7″	139° 48′ 38.3″
△	4		35° 37′ 56.7″	139° 50′ 38.3″
○	5		35° 36′ 59.7″	139° 46′ 03.3″
○	6		35° 36′ 50.7″	139° 48′ 02.3″
	7		35° 36′ 51.7″	139° 49′ 18.3″
○	8		35° 36′ 50.7″	139° 50′ 46.3″
	9		35° 36′ 51.7″	139° 51′ 58.3″
	10		35° 36′ 41.7″	139° 53′ 42.3″
○	11		35° 35′ 48.7″	139° 46′ 41.3″
	14		35° 35′ 45.7″	139° 50′ 38.3″
	15		35° 35′ 45.7″	139° 51′ 58.3″
	16		35° 35′ 45.7″	139° 53′ 18.3″
	18		35° 34′ 37.0″	139° 47′ 58.3″
	20		35° 34′ 40.7″	139° 50′ 38.3″
	21		35° 34′ 40.7″	139° 51′ 58.3″
○	22		35° 34′ 49.7″	139° 53′ 20.3″
○	23		35° 34′ 21.7″	139° 46′ 57.3″
	24		35° 33′ 35.7″	139° 47′ 58.3″
○	25		35° 33′ 35.7″	139° 49′ 16.3″
	26		35° 33′ 35.7″	139° 50′ 38.3″
	27		35° 33′ 35.7″	139° 51′ 58.3″
	29		35° 32′ 41.7″	139° 49′ 18.3″
	30		35° 32′ 30.7″	139° 50′ 38.3″
△	31		35° 32′ 01.7″	139° 46′ 38.3″
	32		35° 31′ 25.7″	139° 47′ 58.3″
	33		35° 31′ 25.7″	139° 49′ 18.3″
	34		35° 31′ 25.7″	139° 50′ 38.3″
○	35		35° 30′ 30.7″	139° 50′ 46.3″
	お台場		お台場海浜公園内	

- 注) 1 ○印の環境基準点 8 地点とお台場は、毎月 1 日測定
2 △印の 3 補助点は年 6 回測定、他の 19 地点は年 2 回測定
3 欠番は廃止地点

別図第2(2) 水質測定地点図〔運河〕



運河の測定地点

地点 番号	測 定 地 点	測定機関	座 標	
			北 緯	東 経
1	砂町北運河（新砂2丁目東先）	東京都	35° 39' 44"	139° 49' 42"
* 2	砂町運河（夢の島大橋）		35° 39' 17"	139° 49' 29"
* 4	曙運河（曙水門）		35° 38' 52"	139° 49' 16"
6	汐浜運河（汐浜橋）		35° 39' 53"	139° 48' 20"
* 7	汐見運河（汐枝橋）		35° 39' 37"	139° 48' 22"
8	東雲北運河（八枝橋）		35° 39' 23"	139° 48' 34"
10	豊洲運河（貨物線鉄橋跡）		35° 39' 31"	139° 47' 57"
11	晴海運河（春海橋）		35° 39' 30"	139° 47' 19"
* 12	朝潮運河（黎明橋）		35° 39' 25"	139° 46' 45"
* 13	東雲運河（東雲橋）		35° 39' 00"	139° 47' 59"
14	東雲運河（豊洲ふ頭南西部）		35° 38' 21"	139° 46' 52"
* 15	有明南運河（有明ふ頭橋）		35° 37' 37"	139° 47' 18"
* 17	新芝南運河（八千代橋）		35° 38' 28"	139° 44' 54"
* 18	京浜運河（港南大橋）		35° 37' 51"	139° 45' 13"
* 19	高浜運河（御楯橋）		35° 37' 43"	139° 44' 45"
* 21	京浜運河（勝島橋）		35° 35' 43"	139° 44' 52"
22	勝島運河（新浜川橋北）		35° 35' 52"	139° 44' 30"
* 23	京浜運河（京浜大橋）		35° 34' 34"	139° 45' 25"
* 24	海老取運河（海老取川北口）		35° 33' 29"	139° 45' 06"

注) 1 *印の地点は、毎月1日、他は年2日測定

2 欠番は廃止地点

令和 7 年度地下水の水質測定計画

2 令和7年度地下水の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、東京都の区域に属する地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、令和7年度に行う地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 測定機関

測定機関は、東京都、八王子市及び町田市とする。

4 測定すべき事項

(1) 測定の種類及び概要

測定の種類は、概況調査（ローリング方式及び定点方式）、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査とする。区分ごとの概要は表1のとおりである。

表1 測定の種類及び概要

測定の種類		概 要
概況調査	ローリング方式	地域の全体的な地下水質の状況を把握するとともに、未把握の地下水汚染を発見することを目的とする。 都内（島しょを除く。）を、区市町村を基本とした260の測定ブロックに分割し ^{注1)} 、毎年測定ブロックを変更しながら4年間 ^{注2)} で全ブロックを測定する。調査は、年に1度、9～11月頃に実施する。
	定点方式	重点的に測定を実施する地域として、汚染による利水影響が大きいと考えられる地域等を選定して測定を実施する。
汚染井戸 周辺地区調査		概況調査等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲や汚染の濃度分布等汚染状況を把握するとともに、汚染原因の究明に資する情報を取得することを目的とする。 なお、概況調査で汚染が判明しても、過去の調査において対象地域の地下水汚染が既知であり、かつ継続的に調査を行っている等調査の必要性が低い場合は、調査を実施しないこともある。
継続監視調査 (1)		地下水汚染が判明した地域において、地下水汚染の状況を継続的に監視することを目的とする。調査は年に1度、9～12月頃に実施する。
継続監視調査 (2)		地下水質が指針値（暫定）を超えて検出された地域において、濃度の経年的な推移を把握することを目的とする。調査は年に1度、9～3月頃に実施する。

注1) 原則として、各区市町村を4の倍数の測定ブロックに分割する。各ブロックには、「区市町村名＋連番」という名称を付与する（例：新宿区①）。

注2) 測定項目によっては、単年度において全ブロックを調査する。

(2) 測定すべき事項

測定の種類ごとの測定項目は、表2のとおりとする。

表2 測定の種類ごとの測定項目

測定の種類	測定項目	
概況調査 (ローリング方式) ※ 表3の4年目ブロック	地下水の水質汚濁に係る環境基準項目Ⅰ (20項目) カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀(*)、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素(*) 総水銀が環境基準を超えて検出された場合に分析を行う。	全測定地点で測定
	地下水の水質汚濁に係る環境基準項目Ⅱ (8項目) PCB、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	全測定地点のうち25～50%で測定 ^{注1)}
	要監視項目Ⅴ (4項目) ^{注2)} アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン	環境基準項目Ⅱの測定地点のうち50～100%で測定 ^{注1)}
	要監視項目(令和2年度に追加 ^{注3)} : 1項目) ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	全測定地点で測定
概況調査 (ローリング方式) ※ 表3の1年目、2年目及び3年目ブロック	要監視項目(令和2年度に追加: 1項目) ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	全測定地点で測定
概況調査 (定点方式)	要監視項目(令和2年度に追加: 1項目) ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	
汚染井戸 周辺地区調査	概況調査等において環境基準を超過した項目及びその分解生成物	
継続監視調査 (1)	各地点において汚染が判明した環境基準項目及びその分解生成物	
継続監視調査 (2)	PFOS 及び PFOA	

注1) 各測定機関が、この範囲内で測定地点数を決定する。

注2) PFOS 及び PFOA を除く要監視項目は次表に示す5グループに分類し、毎年測定するグループを変えながら5年間で全項目を測定する。

注3) 令和2年度にPFOS 及び PFOA を要監視項目に追加(令和2年5月環境省通知)

要監視項目（PFOS 及び PFOA を除く。）の測定グループ（網掛け部分は令和 7 年度測定）	
要監視項目Ⅰ	クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン
要監視項目Ⅱ	フェニトロチオン（MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅（有機銅）、クロロタロニル（TPN）、プロピザミド
要監視項目Ⅲ	EPN、ジクロロボス（DDVP）、フェノブカルブ（BPMC）、イプロベンホス（IBP）、クロロニトロフェン（CNP）
要監視項目Ⅳ	トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン
要監視項目Ⅴ	アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン

5 測定の地点及び方法

（１）測定の地点の選定方法

測定の種類ごとの測定の地点の選定方法は、表 3 のとおりとする。

表 3 測定の種類ごとの測定の地点の選定方法

測定の種類		測定の地点の選定方法
概況調査	ローリング方式	各年度の測定ブロックは、ブロック名に付与された連番をもとに選定する。 ローリング 1 年目：①、⑤、⑨、⑬、⑰ 同 2 年目：②、⑥、⑩、⑭、⑱ 同 3 年目：③、⑦、⑪、⑮、⑲ 同 4 年目：④、⑧、⑫、⑯、⑳ なお、各ブロック内での測定地点の選定に当たっては、未調査の井戸を優先する。
	定点方式	過去に実施した地下水調査における測定項目の検出状況及び関係区市町村の意見等を勘案して測定地点を選定する。
汚染井戸周辺地区調査		汚染が発見された井戸のストレーナーの位置、帯水層の構造、地下水の流向・流速等対象地付近の地下水の特性及び対象物質の流動特性を考慮の上、想定される汚染範囲全体が含まれるように調査地点を選定する。 汚染範囲の想定が困難な場合は、汚染が発見された井戸を中心に半径 500m 程度の範囲で調査し、必要に応じて追加調査を実施する。
継続監視調査（１）		前年度の概況調査及び汚染井戸周辺地区調査で範囲が確認された汚染について、代表的な地点を測定対象に追加し、継続的に測定する。 汚染源における浄化対策等により地下水質が改善した地点は、測定対象から除外する。 水質改善の判断基準は、次のいずれかに該当することとする。 ①当該地域において 5 年間継続して全ての測定対象項目が環境基準を達成すること。 ②当該地域において 3 年間継続して全ての測定対象項目が環境基準を達成するとともに、環境基準を達成していなかった期間を含めて濃度の減少傾向が明確なこと。
継続監視調査（２）		前年度に実施した PFOS 及び PFOA の地下水調査において、調査結果が指針値（暫定）を超過した地点で継続的に測定する。 なお、測定結果が 5 年間継続して指針値（暫定）を下回った場合は、原則として、測定対象から除外する。

(2) 測定地点及び地点ごとの測定項目

測定の種類ごとの測定地点数は、表4のとおりとする。

概況調査及び継続監視調査における測定地点ごとの測定機関及び測定項目は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

表4 測定の種類ごとの測定地点数

		測定機関			合計
		東京都	八王子市	町田市	
測定の種類	概況調査（ローリング方式） ※表3の4年目ブロック	60※1	5	3	68
	概況調査（ローリング方式） ※表3の1年目、2年目及び3年目ブロック	195	—	—	195
	概況調査（定点方式）	42※2	—	—	42※2
	汚染井戸周辺地区調査	概況調査等により明らかになった汚染の状況により決定する。			
	継続監視調査（1）	83	3	1	87
	継続監視調査（2）	50	0	0	50

※1 東京都の測定地点数は八王子市内の3地点を含む。

※2 測定項目の検出状況等を考慮して地点を選定する。地点数は予定である。

(3) 測定頻度

概況調査、継続監視調査は、各測定地点を年間1回測定する。汚染井戸周辺地区調査は、必要に応じて測定を実施する。

(4) 分析方法

環境基準項目の分析方法は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に掲げる方法とする。

要監視項目の分析方法は、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（通知）」（平成5年4月28日環水規第121号、改正平成5年10月5日環水規第271号、平成11年3月12日環水企第89号）及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（平成16年3月31日環水企発第040331003号）別表2に掲げる方法、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（平成24年5月25日環水大発第120525002号）表に掲げる方法並びに「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和2年5月28日環水大発第2005281号 環水大土発第2005282号）付表1に掲げる方法とする。

6 その他必要な事項

(1) 測定結果の公表

測定結果は、東京都がまとめて公表する。

(2) その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、定めるものとする。

別表第1 概況調査（測定ブロック、測定機関及び測定項目）

・ローリング方式^{※1}：④、⑧、⑫、⑯、⑳

番号	測定ブロック	測定機関名	測定項目 ^注			
			環境基準項目Ⅰ	環境基準項目Ⅱ	要監視項目Ⅴ	要監視項目（令2追加）
1	中央区	東京都	○			○
2	港区	東京都	○	○		○
3	新宿区	東京都	○			○
4	文京区	東京都	○			○
5	台東区	東京都	○			○
6	江東区	東京都	○			○
7	品川区	東京都	○			○
8	目黒区	東京都	○			○
9	大田区	東京都	○			○
10	大田区	東京都	○	○	○	○
11	世田谷区	東京都	○	○		○
12	世田谷区	東京都	○			○
13	世田谷区	東京都	○			○
14	渋谷区	東京都	○	○	○	○
15	中野区	東京都	○			○
16	杉並区	東京都	○			○
17	豊島区	東京都	○			○
18	北区	東京都	○	○	○	○
19	荒川区	東京都	○			○
20	板橋区	東京都	○			○

番号	測定ブロック	測定機関名	測定項目 ^注			
			環境基準項目Ⅰ	環境基準項目Ⅱ	要監視項目Ⅴ	要監視項目（令2追加）
21	板橋区	東京都	○	○		○
22	練馬区	東京都	○			○
23	練馬区	東京都	○	○	○	○
24	足立区	東京都	○			○
25	足立区	東京都	○	○		○
26	足立区	東京都	○			○
27	葛飾区	東京都	○			○
28	葛飾区	東京都	○			○
29	江戸川区	東京都	○			○
30	江戸川区	東京都	○			○
31	八王子市 ^{※2}	八王子市及び東京都	○			○
32	八王子市 ^{※2}	八王子市及び東京都	○			○
33	八王子市 ^{※2}	八王子市及び東京都	○			○
34	八王子市	八王子市	○	○	○	○
35	八王子市	八王子市	○	○	○	○
36	立川市	東京都	○			○
37	武蔵野市	東京都	○			○
38	三鷹市	東京都	○	○	○	○
39	青梅市	東京都	○	○		○
40	府中市	東京都	○			○

※ 1 要監視項目（令2追加）については、表3のローリング方式による1年目、2年目及び3年目測定ブロックにおいても東京都が測定を行う。

※ 2 八王子市④、⑧、⑫の要監視項目（令2追加）の測定は東京都が行う。

注）測定項目の詳細は、表2のとおりである。

番号	測定ブロック	測定機関名	測定項目 ^注			
			環境基準項目Ⅰ	環境基準項目Ⅱ	要監視項目Ⅴ	要監視項目（令２追加）
41	昭島市	東京都	○			○
42	調布市	東京都	○			○
43	町田市	町田市	○			○
44	町田市	町田市	○			○
45	町田市	町田市	○	○	○	○
46	小金井市	東京都	○			○
47	小平市	東京都	○			○
48	日野市	東京都	○			○
49	東村山市	東京都	○			○
50	国分寺市	東京都	○	○	○	○
51	国立市	東京都	○			○
52	福生市	東京都	○	○		○
53	狛江市	東京都	○	○	○	○

番号	測定ブロック	測定機関名	測定項目 ^注			
			環境基準項目Ⅰ	環境基準項目Ⅱ	要監視項目Ⅴ	要監視項目（令２追加）
54	東大和市	東京都	○			○
55	清瀬市	東京都	○			○
56	東久留米市	東京都	○			○
57	武蔵村山市	東京都	○			○
58	多摩市	東京都	○	○		○
59	稲城市	東京都	○			○
60	羽村市	東京都	○	○	○	○
61	あきる野市	東京都	○			○
62	西東京市	東京都	○			○
63	瑞穂町	東京都	○			○
64	日の出町	東京都	○			○
65	檜原村	東京都	○			○

注）測定項目の詳細は、表２のとおりである。

別表第2 継続監視調査(1)(測定ブロック、測定機関及び測定項目)

番号	測定ブロック (注1)	測定機関名	測定項目							
			カドミウム	鉛	砒素 ^ひ	四塩化炭素 (注2)	VOC (注3)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ほう素	1, 4- ジオキサン
1	中央区②	東京都		○						
2	中央区②			○						
3	中央区④		○						○	
4	新宿区①							○		
5	新宿区①							○		
6	新宿区①						○			
7	文京区①							○		
8	文京区①							○		
9	文京区①						○			
10	文京区②							○		
11	文京区③			○			○	○		
12	文京区③						○			
13	文京区④							○		
14	文京区④			○						
15	台東区①			○	○					
16	墨田区①				○					
17	江東区②			○						
18	江東区④			○						
19	品川区③							○		
20	品川区③							○		
21	大田区①							○		
22	大田区③						○			
23	大田区④						○			
24	大田区④						○			
25	大田区⑥				○					
26	大田区⑥						○			
27	世田谷区③							○		
28	世田谷区③							○		
29	世田谷区④							○		
30	世田谷区⑤						○			
31	世田谷区⑤						○			
32	杉並区①						○			
33	豊島区②		○	○						
34	豊島区②							○		
35	豊島区③							○		

(注1) 測定地点については、状況等により変更する場合がある。

(注2) 四塩化炭素及びこれらの分解生成物(ジクロロメタン)

(注3) 1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)の6項目

番号	測定ブロック (注1)	測定機関名	測定項目							
			カドミウム	鉛	砒 ^ひ 素	四塩化炭素 (注2)	VOC (注3)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ほう素	1, 4- ジオキサン
36	豊島区④	東京都		○						
37	豊島区④			○			○			
38	荒川区③			○						
39	板橋区①						○			
40	板橋区③							○		
41	板橋区③						○			
42	板橋区③						○			
43	板橋区⑥							○		
44	板橋区⑦							○		
45	練馬区①			○						
46	練馬区②			○						
47	練馬区③			○						
48	練馬区⑥						○			
49	練馬区⑥						○			
50	練馬区⑥			○						
51	練馬区⑦						○			
52	練馬区⑧						○			
53	葛飾区①				○					
54	葛飾区⑥				○					
55	葛飾区⑦				○					
56	江戸川区①				○					
57	江戸川区③				○					
58	江戸川区③				○					
59	八王子市⑩	八王子市			○					
60	八王子市⑩				○					
61	八王子市⑩				○					
62	立川市②	東京都			○					○
63	立川市②									○
64	立川市②					○				
65	武蔵野市③						○			
66	武蔵野市④						○			
67	三鷹市④						○			
68	三鷹市④						○			
69	三鷹市④						○			
70	青梅市①						○			
71	青梅市①						○			
72	町田市⑫	町田市					○ ^(注4)			

番 号	測定ブロック (注1)	測定機関名	測定項目							
			カドミウム	鉛	砒 ^ひ 素	四塩化炭素 (注2)	VOC (注3)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ほう素	1, 4- ジオキサン
73	府中市②	東京都					○			
74	小金井市④			○						
75	小平市①						○			
76	日野市①						○			
77	国分寺市①						○			
78	国分寺市④						○			
79	国立市③						○			
80	国立市③						○			
81	福生市①							○		
82	福生市②							○		
83	狛江市②				○		○			
84	狛江市③							○		
85	清瀬市②							○		
86	武蔵村山市①						○			
87	稲城市④				○					

(注4) クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の1項目

以上、令和7年度継続監視調査（1）の合計地点数は87地点であり、八王子市の3地点及び町田市の1地点を除く東京都分は83地点である。

なお、令和6年度汚染井戸周辺地区調査結果等により調査地点が変更される場合がある。

別表第3 継続監視調査（2）（測定地点及び測定機関。PFOS 及び PFOA）

番号	測定地点（注）	測定機関	番号	測定地点（注）	測定機関
1	文京区②	東京都	26	武蔵野市①	東京都
2	文京区④		27	武蔵野市②	
3	台東区③		28	武蔵野市③	
4	大田区③		29	青梅市④	
5	大田区⑦		30	府中市①	
6	世田谷区⑨		31	府中市①	
7	世田谷区⑪		32	府中市②	
8	渋谷区④		33	府中市③	
9	渋谷区④		34	調布市②	
10	練馬区②		35	小金井市①	
11	練馬区⑥		36	小平市②	
12	練馬区⑥		37	小平市③	
13	練馬区⑦		38	日野市②	
14	練馬区⑦		39	国分寺市②	
15	足立区⑩		40	国分寺市③	
16	八王子市⑤		41	国立市①	
17	立川市①		42	国立市③	
18	立川市①		43	国立市④	
19	立川市①		44	国立市④	
20	立川市②		45	狛江市②	
21	立川市②		46	狛江市③	
22	立川市②		47	狛江市④	
23	立川市②		48	武蔵村山市①	
24	立川市②		49	西東京市③	
25	立川市③		50	西東京市④	

注）状況等により測定地点を変更する場合がある。